

日本栄養・食糧学会誌投稿規定、及び同細則改訂の件

1) 投稿規定の5

倫理指針について従来の指針が廃止となったため、以下に変更する。

(削除)

厚生労働省の「臨床研究に関する倫理指針」(平成 20 年厚生労働省告示第 415 号、平成 21 年 4 月 1 日より施行)、「疫学研究に関する倫理指針」(平成 20 年文部科学省・厚生労働省告示第 1 号)に従って行われなければならない。

(挿入) 上記削除の箇所に以下を挿入する。

「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」(平成 26 年文部科学省・厚生労働省告示第 3 号、平成 27 年 4 月 1 日より施行、ただし第 20 の規定(モニタリング・監査に関する規定)については平成 27 年 10 月 1 日より施行)に従って行われなければならない。

2) 投稿規定の細則の 5. 7 の修正

「栄養・食糧学用語辞典」第二版の出版により、これに準ずることに修正する。

(修正)

「栄養・食糧学用語辞典 第二版」(東京：建帛社刊、2015)

3) 投稿規定の細則への新規追加

「使用した機器・薬品についての書式」について下記を 5.12 として追加し、それ以降の番号を繰り下げる。

機器名や化学物質名は、一般名を用い、可能な限り商品名は用いない。試薬名もブランド名ではなく一般名を用いる。商標登録された試薬や機器を用いた場合は、その試薬・機器の一般名を記載し、括弧内に商標登録名、メーカー名、その所在地(同一メーカーが再掲の場合は不要)を記載する。